(趣旨)

第1 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び水道施設建設コンサルタント業務(管路・構造物)の委託に関する契約(以下「建設関連業務委託契約」という。)について最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格を定める契約)

第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が50万円以上(消費税額及び地方消費税額を含む。)の建設関連業務委託契約とする。

(最低制限価格の算出方法)

- 第3 最低制限価格は、別表第1に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、設計額算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額を基に、奥州市財務規則(平成18年規則第57号)第116条に規定する契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、別表第1に掲げる業務区分ごとに、設計額に同表⑤及び⑥に掲げる割合を乗じて得た額をそれぞれ下限及び上限とする。
- 2 設計担当者は、設計担当者以外の職員から確認を受けた上で、設計額の基礎となった額 を建設関連業務最低制限価格算出連絡票(様式第1号)により契約担当者へ報告するもの とする。
- 3 前項の規定により、契約担当者が建設関連業務最低制限価格算出連絡票を受領した場合 は、契約担当者以外の職員から確認を受けるものとする。

(最低制限価格による判定)

- 第4 入札執行者は、開札の結果、第3の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあっては、失格と判定するものとする。この場合、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。
- 2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入 札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

附 則(平成22年3月5日決裁)

- この要領は、平成22年4月1日以降に入札指名する契約から適用する。 附 則(平成24年5月18日決裁)
- この要領は、平成24年5月18日以降に入札指名する契約から適用する。 附 則(平成25年4月1日決裁)
- この要領は、平成25年4月1日以降に入札指名する契約から適用する。 附 則 (平成25年6月19日決裁)
- この要領は、平成25年7月1日以降に入札指名する契約から適用する。

附 則(平成28年3月31日決裁)

- この要領は、平成28年4月1日以降に入札指名する契約から適用する。 附 則 (平成31年3月29日決裁)
- この要領は、平成31年4月1日以降に入札指名する契約から適用する。 附 則(令和2年8月20日決裁)
- この要領は、令和2年9月1日以降に入札指名する契約から適用する。

## 別表第1

業務区分	1)	2	3	4	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10 分の4.8を乗じ て得た額	_	10分の 6	10分の8.2
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費 の額に10分 の9を乗じ て得た額	諸経費の額に10 分の4.8を乗じ て得た額	解析等調査業務 費の額に10分の 8を乗じて得た 額	3分の2	10分の8.5
補償関係コン サルタント業 務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の4.5 を乗じて得た額	10分の 6	10分の8
土木関係建設 コンサルタン ト業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の4.8 を乗じて得た額	10分の 6	10分の8
建築関係建設 コンサルタン ト業務	直接人件費の額	諸経費の額 に10分の6 を乗じて得 た額	技術料等経費の 額に10分の6を 乗じて得た額	特別経費の額	10分の 6	10分の8
水道施設建設 コンサルタン ト業務 (管路 ・構造物)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の4.8 を乗じて得た額	10分の 6	10分の8

## 建設関連業務最低制限価格算出連絡票

業 務 名:	
担当課名:	
担当者名:	

業務区分	内訳	金額(円)	備考
測量業務	設計額 (税抜き)		
	直接測量費の額		
	測量調査費の額		
	諸経費の額		
地質調査業務	設計額 (税抜き)		
	直接調査費の額		
	間接調査費の額		
	諸経費の額		
	解析等調査業務費の額		
	設計額 (税抜き)		
   補償関係コンサル	直接人件費の額		
│ †#順関係コンリル │ タント業務	直接経費の額		
<b>メンド未</b> 物 	その他原価の額		
	一般管理費等の額		
	設計額 (税抜き)		
   土木関係建設コン	直接人件費の額		
エペ関係建設コン   サルタント業務	直接経費の額		
	その他原価の額		
	一般管理費等の額		
	設計額 (税抜き)		
   建築関係建設コン	直接人件費の額		
建衆関係建設コン   サルタント業務	諸経費の額		
リグルメンド未物	技術料等経費の額		
	特別経費の額		
	設計額 (税抜き)		
水道施設建設コン	直接人件費の額		
サルタント業務	直接経費の額		
(管路・構造物)	その他原価の額		
	一般管理費等の額		

財政課	担当課		
確認者印	確認者印	担当者印	